

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月21日
【計算期間】	第9期 （自 平成21年1月23日 至 平成21年7月22日）
【ファンド名】	日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型投信

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（絶対収益追求型）

目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において絶対収益追求型に属するものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)			
	年2回				ブル・ベア型
	年4回	日本			
債券 一般	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)	
公債		欧州			条件付運用型
社債	年12回 (毎月)	アジア			
その他債券 クレジット属性 ()	日々	オセアニア			絶対収益追求型
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分変更型(その他資産(債券先物、通貨))))		アフリカ			
		中近東 (中東)			その他 ()
		エマージング			
資産複合 ()					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分変更型（その他資産（債券先物、通貨））））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券先物の活用および通貨への投資を行ない、複数資産（債券および通貨）からの収益を得ることをめざします。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分変更型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

絶対収益追求型

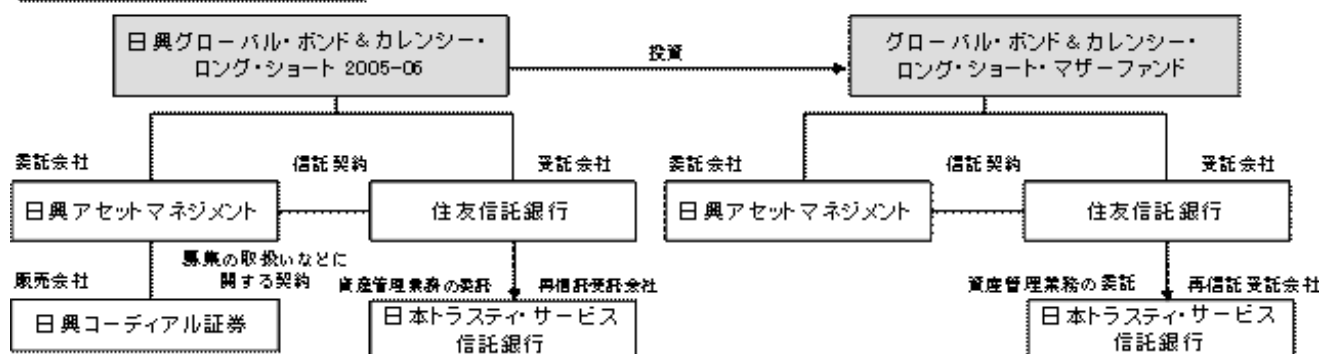
目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

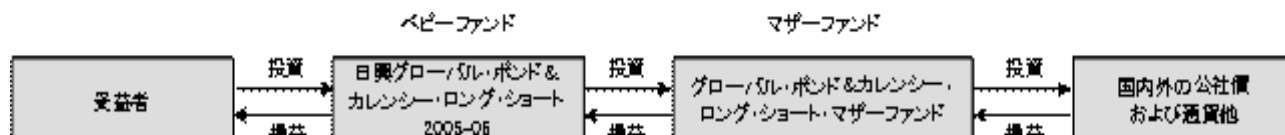
ファンドの特色

1. ファンドのストラクチャー

単位型公社債投資信託(円建)



ファンドは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド「日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06」とし、その資金をマザーファンド「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券に投資して、その実質的な運用を行なう、ファミリーファンド方式で運用することを基本とします。



注)「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」の運用においては、主に国内外の公社債、通貨に投資する他、債券先物取引や外国為替予約取引などが用いられます。

2. マザーファンドの投資方針

<2.1.投資方針および投資目的>

マザーファンドの運用に当たっては、世界主要国の債券および通貨を投資対象としたロング・ショート戦略（「4. ロング・ショート・ポートフォリオの運用で採用される投資戦略」で定義します。）を採用し、世界の株式市場、債券市場に対する相関の低いリターンにより、安定的な投資資本の成長を得ることを投資目標としています。ポートフォリオの構築に当たっては、主として、限られた取引時間内にマザーファンドのポジションを構築・解消できるだけの十分な流動性を備えたインストゥルメントを用いる予定です。

マザーファンドは、1ヵ月円LIBOR金利（以下「ベンチマーク」といいます。）を上回る投資成果（以下「超過リターン」といいます。）をめざします。目標とするリスクの水準は、マザーファンドのリターンの年率換算標準偏差で4%程度（上限ではありません。）とします。ただし、市況環境を考慮して弾力的にリスクをコントロールすることを試みます。これらのパフォーマンス目標が達成されるという保証はありません。

3. ポートフォリオの特徴

<3.1.ポートフォリオの特徴>

マザーファンドの投資目的を達成するためにオーバーレイ戦略によるアプローチを採用しています。当オーバーレイ戦略とは、マザーファンドの純資産の大部分をベンチマーク・リターンを獲得することを目的として現物資産に投資しながら、先物などの投資資金を少額しかまたは全く要しないインストゥルメントによるポートフォリオを、の現物資産にかぶせることによって、超過リターンの獲得をめざす戦略を指します（以下、の部分を「現物資産ポートフォリオ」といい、の部分を「ロング・ショート・ポートフォリオ」といいます。）。

<3.2.現物資産ポートフォリオの特徴>

マザーファンドの現物資産ポートフォリオは、主として残存期間の短い日本国債ならびに翌日物コールに投資されるほか、米国財務省証券、米国政府保証債、OECD諸国の国債または政府保証債などに投資される場合があります。現物資産ポートフォリオに円建て以外の資産が組み入れられている場合は円に対して原則としてフルヘッジを行ないます。

<3.3.ロング・ショート・ポートフォリオの特徴>

超過リターンを獲得することを目的としてロング・ショート・ポートフォリオが構築されます。主に以下の国々およびそれぞれの通貨に関する、通貨スポット取引および先渡取引、通貨および金利にかかる先物取引、債券先物取引などを採用する予定です。ロング・ショート・ポートフォリオを構成する要素の候補のリストをコア・ユニバースといい、以下のリストとなっています。ロング・ショート・ポートフォリオはコア・ユニバースの各要素（以下「コア・ユニバースの各資産」といいます。）のロング・ショート戦略によるポートフォリオとなります。

3.3.1. コア・ユニバース

地域	対象国	債券	通貨
アジア / オセアニア	日本	日本国債先物	日本円
	オーストラリア	オーストラリア国債先物	オーストラリアドル
北米	アメリカ	アメリカ国債先物	アメリカドル
	カナダ	カナダ国債先物	カナダドル
欧州	ユーロ各国	ドイツ国債先物	ユーロ
	スイス	スイス国債先物	スイスフラン
	イギリス	イギリス国債先物	イギリスポンド
	スウェーデン	-	スウェーデンクローナ

注）投資対象は、市場規模、流動性、取引コストなどを勘案して、今後変更、削除または追加される場合があります。

3.3.2. カウンター・パーティー

債券先物取引は金融商品取引所取引インストルメントです。これらの取引については、各々の金融商品取引所および決済機構がマザーファンドのカウンター・パーティーとなります。一方、外国為替予約取引はカウンター・パーティーが必要であり、カウンター・パーティーの信用格付が重要です。マザーファンドは、委託会社が信用力が高いと判断するカウンター・パーティーだけにエクスポージャーをもちます。

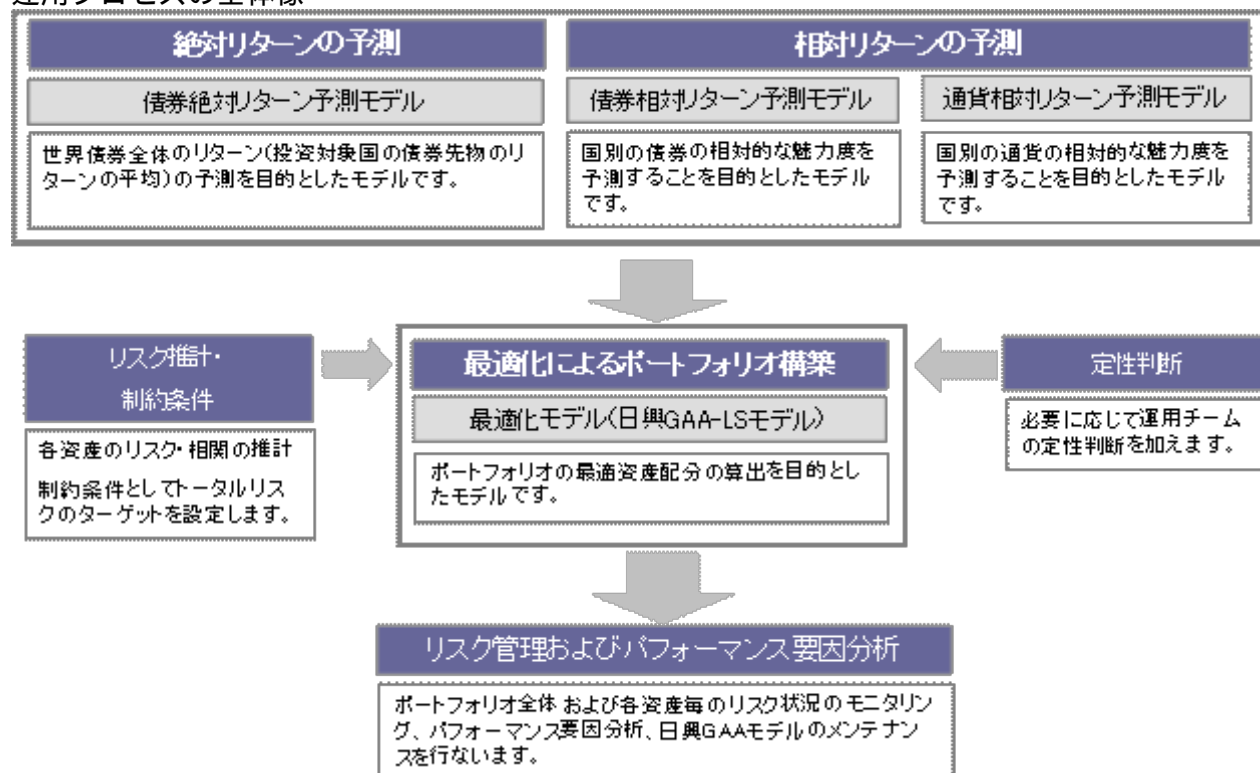
4 . ロング・ショート・ポートフォリオの運用で採用される投資戦略

<4.1. 投資哲学>

世界各国の金融資産の価格には、ファンダメンタルズ要因に基づいた、それぞれの適正価値が存在すると考えます。世界各国の債券および通貨について、短期的な適正価値との乖離を捉えることで、超過リターンの獲得が可能と考えます。マザーファンドの運用にあたっては、世界各国の債券および通貨について、相対価値および方向性に着目したポジションをとる戦略（ロング・ショート戦略）を用いることによって、これらの投資機会を捉えることをめざします。

5．投資プロセスおよびポートフォリオの管理など

運用プロセスの全体像



ポートフォリオのリバランスは、随時行ないます。

<5.1. 期待リターンの予測>

各資産の期待リターンの予測は、計量モデルにより行なわれます。期待リターンの予測モデルは、絶対リターンモデルと相対リターンモデルの2つに大別されます。絶対リターンモデルでは、世界の債券全体のリターンを予測することにより、債券全体における買い持ちあるいは売り持ちといったポジションの方向性を決定することを目的としています。相対リターンモデルでは、国別の相対リターンを予測することにより、債券および通貨について、国別の資産配分を決定することを目的としています。

絶対リターンモデルとして、債券絶対リターン予測モデル、相対リターンモデルとして、債券相対リターン予測モデル、通貨相対リターン予測モデルの3つの計量モデルを用いて、期待リターンの予測を行ないます。

5.1.1. 債券絶対リターン予測モデル

債券絶対リターン予測モデルでは、世界債券全体のリターンとして投資対象国の債券先物のリターンの平均および、その予測誤差を推計します。

モデルでは、ベイズ統計の手法が用いられ、感応度が徐々にシフトするように変動します。

5.1.2. 債券相対リターン予測モデル

債券相対リターン予測モデルでは、各国別の債券の相対的な魅力度を測り、相対リターンとその予測誤差を推計します。

モデルで用いられるファクターは、金利、テクニカル指標といったカテゴリーに分類されるファクターが用いられます。

モデルでは、ベイズ統計の手法が用いられ、各ファクターへの感応度は、有効なファクターに徐々にシフトするように変動します。

5.1.3. 通貨相対リターン予測モデル

通貨相対リターン予測モデルでは、日本円を含めた各通貨の相対的な魅力度を測り、相対リターンとその予測誤差を推計します。

モデルで用いられるファクターは、金利、物価、資金フロー指標といったカテゴリーに分類されるファクターが用いられます。

モデルでは、ベイズ統計の手法が用いられ、各ファクターへの感応度は、有効なファクターに徐々にシフトするように変動します。

上記の内容は本書提出日時点のものであり、ファクターおよびファクターのカテゴリーなどの内容は将来変更されることがあります。

<5.2. ポートフォリオの最適化>

最適化モデル（日興G A A - L Sモデル）により、予測した期待リターンと、その予測誤差、推計した各資産のリスク、相関が考慮された上で、ポートフォリオの最適資産配分が算出されます。

最適化にあたっては、ポートフォリオ全体のリスクの目標値を制約条件として設定します。これにより、ポートフォリオ全体のリスクが、目標リスクの範囲内となるようにコントロールされます。

ポートフォリオのリバランスは、期待リターンの予測に基づき随時行ないます。

最適化モデルでは、ポートフォリオ全体のリスクの管理と同時に、各期待リターンの予測誤差を考慮することにより、最適化の際に期待リターンの予測の精度が考慮されます。これにより、好調な戦略に多くのリスクを配分し、好調でない戦略へのリスクの配分を小さくする仕組みとなっています。

<5.3. 運用チームの定性判断>

マザーファンドの運用にあたっては、計量モデルによる運用をベースとしますが、必要に応じて運用チームの定性判断を加えることにより、パフォーマンスの安定化を図ります。

定性判断を加えるケースとしては、以下のような場合を想定しております。

日興G A Aモデルが算出した資産配分のリスク・ポジションが運用チームの見通しと大きく乖離する場合

- ・日興G A Aモデルにインプットされる以外の要因（通貨、財政政策の変更など）が市場に大きく影響すると、運用チームが判断した場合
- ・運用チームの見通しと方向性が異なり、かつ運用チームが見通しに自信をもつ場合

→

運用チームの見通しと異なる資産につき予測誤差に調整を加えて、再度最適化を行ないます。

想定外の事象や想定以上の市場変動があった場合

- ・テロや大規模災害の発生した場合
- ・金融危機が発生した場合 など

→

（例）ポジションの削減を行ない、ポートフォリオの全体のリスクの低減を図るなど。

<5.4. リスク管理>

日々、トータル・リスク、V a R、リスク配分をモニタリングすることにより、精緻なリスク管理を行ないます。

W h a t - I f 分析として、過去の大きなイベント発生時および大きな市場変動時のシナリオによる損益シミュレーションを行ないます。

各国各資産別にパフォーマンスの要因を分析し、超過リターンの源泉をチェックします。

トータルリスク、V a Rによるリスク管理

自社開発モデルにより日次ベースでV a R計測

リスクバジェット

各国、各資産毎のリスク状況をモニタリング

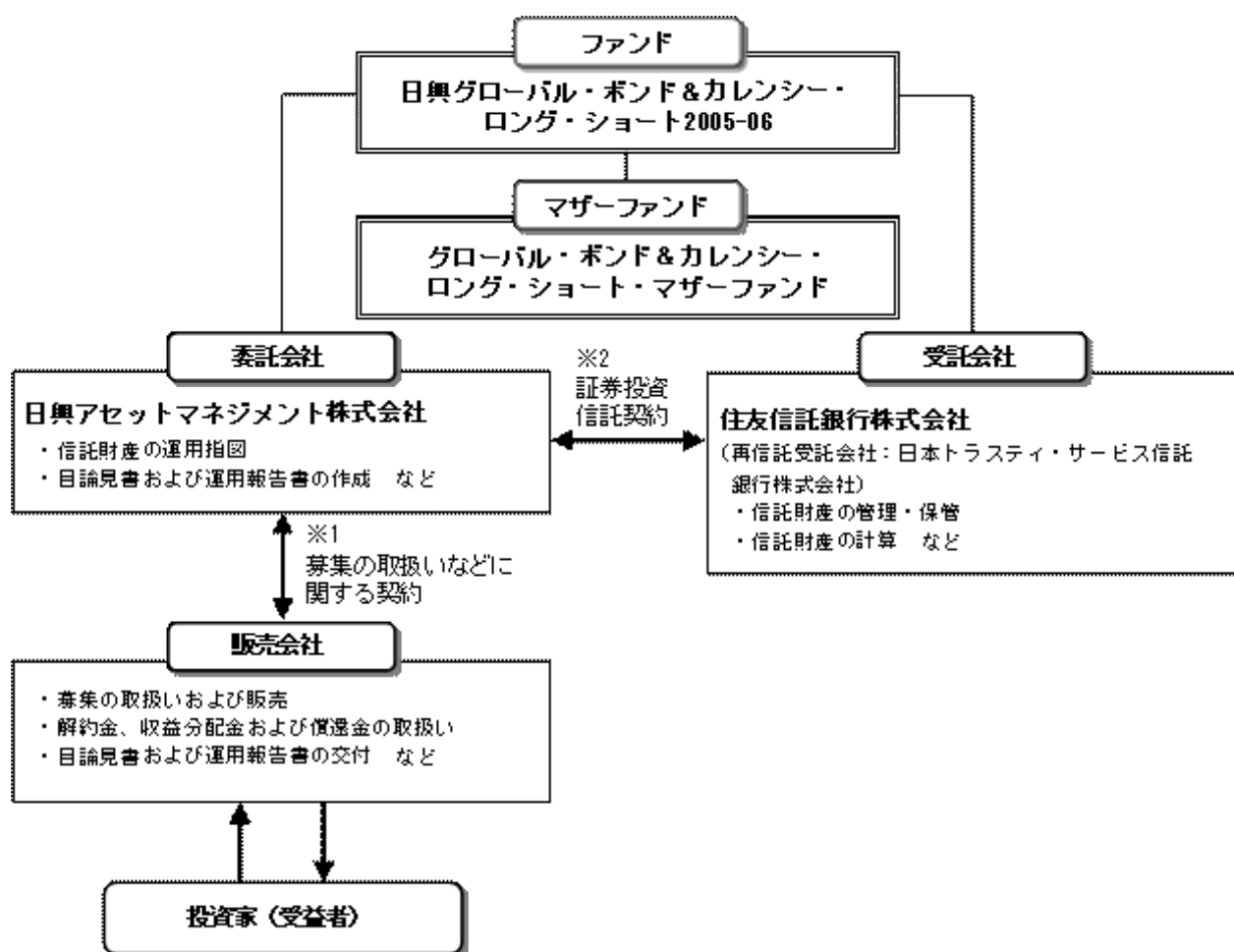
W h a t - I f 分析

過去の大きなイベント発生時、市場変動時のシナリオによる損益シミュレーション

信託金限度額

1,000億円を限度とします。

(2) 【ファンドの仕組み】
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成21年10月1日現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	194,152,500株	98.54%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06>

- ・主として、「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド>

- ・主として、国内外の公社債に投資を行なうとともに、日本を含む先進各国の債券先物取引および外国為替予約取引を積極的に行ない、1ヵ月円LIBOR金利を上回る投資成果をめざします。
- ・外貨建債券への投資にあたっては、原則として、為替はフルヘッジするものとします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06>

「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

<グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド>

国内外の公社債ならびに有価証券指数等先物取引に係る権利および外国市場証券先物取引に係る権利を主要投資対象とします。

当ファンドの投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。マザーファンドにおいても同様です。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条（マザーファンドにおいては約款第15条、第16条および第17条）に定めるものに限り、）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

当ファンドは、主として「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

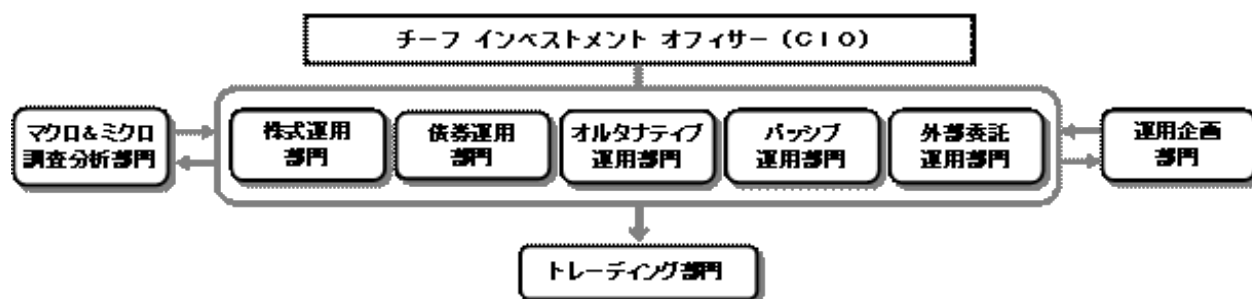
- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限り、）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 12) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 外国の者に対する権利で13)の有価証券の性質を有するもの

「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」は、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

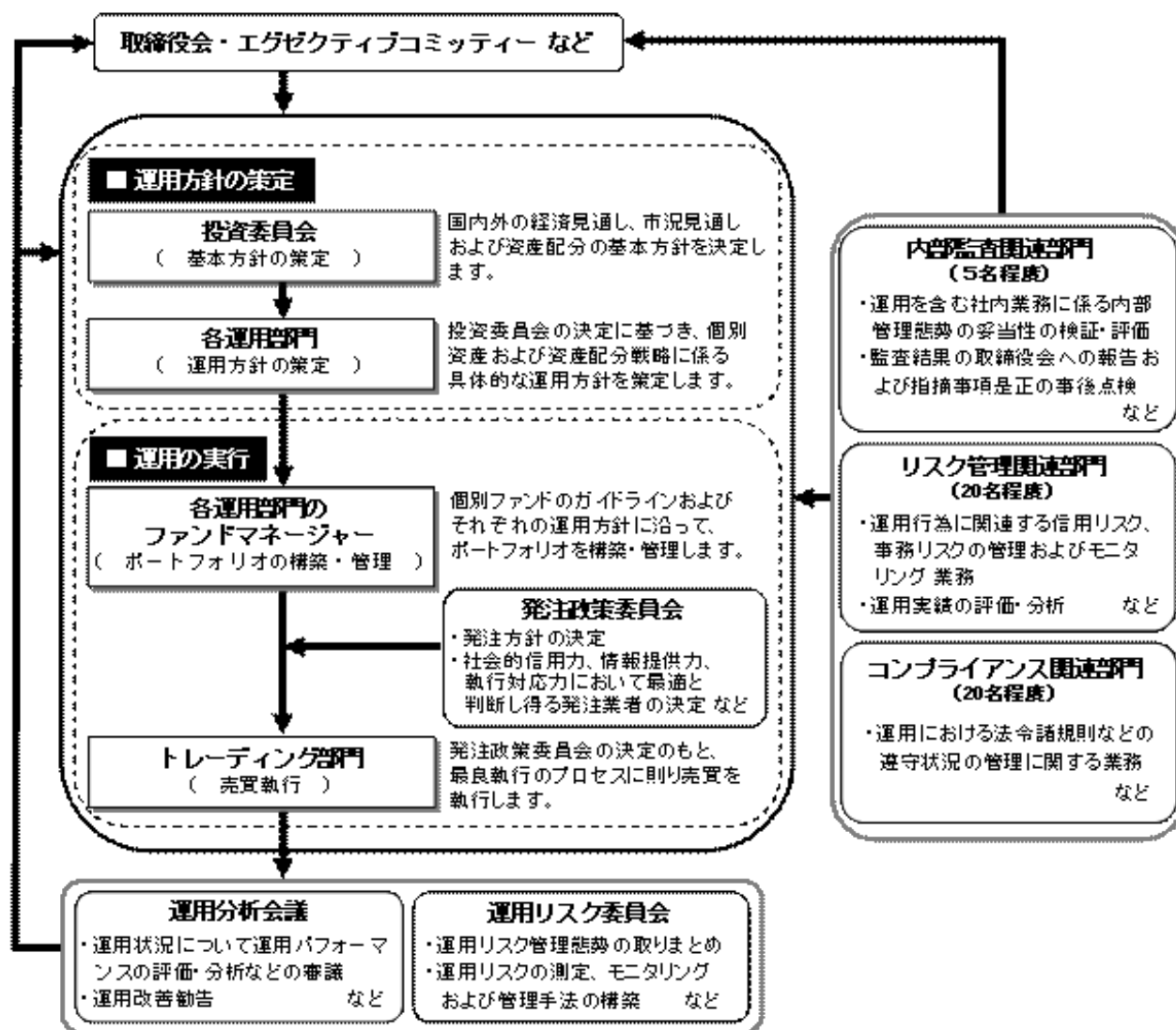
- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限ります。）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 12) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 外国の者に対する権利で13)の有価証券の性質を有するもの
次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。マザーファンドにおいても同様です。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
次の取引ができます。マザーファンドにおいても同様です。
 - 1) 先物取引等
 - 2) スワップ取引
 - 3) 金利先渡取引
 - 4) 為替先渡取引
 - 5) 有価証券の貸付
 - 6) 公社債の空売
 - 7) 公社債の借入
 - 8) 外国為替予約取引
 - 9) 資金の借入（マザーファンドは行ないません。）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象収益の範囲
元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれかが多い額とします。
- 2) 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】**約款に定める投資制限**

<日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06>

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 12) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額お

よび借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ハ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

< グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド >

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

リスク要因

- ・ ファンドへの投資は投機的で重大なリスクを伴います。ファンドの投資目的が達成される保証はありません。基準価額は変動し、投資金額を下回ることがあります。ファンドの解約、またはファンドの償還において、受益者は投資金額を下回る金額を受領することがあります。
- ・ ファンドは、「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、世界各国の債券および通貨への投資に加え、債券先物取引および外国為替予約取引なども行ないます。一般に債券の価格および為替レートは、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。公社債の価格は金利変動の影響を受けるだけでなく、発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに関する外部評価の変化などでも値動きします。理論上、債券先物取引および外国為替予約取引などから生ずる損失に制限はなく、少ない資金で大きな損益を生じさせることがあります。したがって、当ファンドの基準価額も変動し、元金を割り込むことがあります。当ファンドは、元金が保証されている商品ではありません。
- ・ 損失を許容できる投資家を除いてはいかなる投資家もファンドに投資するべきではありません。ファンドは非伝統的投資のため、投資家のポートフォリオの一部に限定されることが望ましい投資信託です。ファンドは完全な投資プログラムであることを意図したものではなく、むしろ投資家のポートフォリオの中心となる資産を補完することを意図した分散投資の代替としてのみ機能することを意図したものです。更に、ファンドは市場変動および全ての投資に本質的に伴うリスクにさらされています。したがって、特に以下のリスク要因により、ファンドおよびマザーファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。

< 運用リスク、キーパーソンへの依存および機会リスク >

委託会社がマザーファンドのために用いる戦略が、所期の成果を上げることができないことがあります。ファンドおよびマザーファンドの成功は委託会社およびその従業員の力量に大きく依存します。この分野における委託会社およびその従業員の過去の投資実績は、ファンドまたはマザーファンドの将来の結果を示すものではありません。また、投資機会を利用するのに必要な資金が他の投資対象に拘束されているために投資機会を逸する可能性があります。

< 報酬および費用；ファンドの成功報酬に起因するインセンティブによる相反 >

ファンドが利益となっているかいないかに関わらず、ファンドの資産から信託報酬が支払われます。ファンドの資産から委託会社に成功報酬が支払われることがあります。成功報酬は、その後直ちに実現されない未実現利益に対して支払われることがあります。成功報酬が支払われた後にファンドが損失を被った場合であっても、支払済みの成功報酬相当額がファンドに戻されることはありません。ファンドのパフォーマンスを基準とする成功報酬を含む信託報酬体系が採用されていることによって、そのような報酬体系がなかった場合と比較して、委託会社がよりリスクの高いまたはより投機的な投資を誘引するインセンティブとなることがあります。この点について、委託会社の利害は受益者の利害に反することがあります。

< ポートフォリオにおける不十分な分散、投資の集中 >

委託会社は、投資方針および投資制限にしたがってマザーファンドのポートフォリオのリスク分散に努めるものの、委託会社はマザーファンドのポートフォリオのうち相対的に大きい割合を少ないインストゥルメントに割り当てることがあります。したがって、インストゥルメントの価格変動によってもたらされる損失は、マザーファンドにとって重大な損失となり、仮により多くのインストゥルメントに投資されていた場合と比較してより大きなマザーファンドの純資産価値の下落となることがあります。このような突発的なマザーファンドの損失は全て、マザーファンドへの投資を通じてファンドの基準価額に影響し、ファンドの受益者に帰属します。

委託会社は、伝統的資産クラスのリターンとの相関が高くないマザーファンドのリターンによってファンドのベンチマークを超過する収益を獲得することを試みますが、様々な市場の指数のリターンと相関が高くないリターンを達成する保証はありません。委託会社が取引する先物取引などはある一定の範囲に限定されていることからマザーファンドのポートフォリオの分散効果は限定的となります。一般に、分散化の程度が少ないポートフォリオは、より広く分散されたポートフォリオと比較して、ポートフォリオのリターンのボラティリティをより大きくし、受益者はより大きなリスクにさらされます。更に、マザーファンドのポートフォリオは特定の先物取引など、特定の種類のリスク・エクスポージャーに集中することがあります。このような集中は全て、マザーファンドのリスクを大きくし、ファンドの受益者に重大な損失をもたらすことがあります。

< 内包される高水準のレバレッジ >

ファンドおよびマザーファンドの双方とも投資目的の資金の借入れは行ないません。しかし、マザーファンドの行なう先物取引などは、相対的に少ない証拠金に関連する原資産への投資に比べ経済的に同等のエクスポージャーを得ることができることから、先物取引などは高水準のレバレッジを内包する取引契約です。このような先物取引などを用いることによって得られる内包されるレバレッジは、マザーファンドにとって都合の良い環境下においてはファンドの受益者のリターンを増加させることもある一方、重大な損失となることもあります。

＜先物取引などに伴うリスク＞

投資ならびに先物取引などの取引は一般に投機性が高く様々なリスクを伴ない、それらは、高水準のレバレッジ、非流動性、信頼できる相場価格の欠如、信頼できる取引市場の欠如、先物取引などのインストゥルメントとその原資産または他のインストゥルメントとの間の不完全な相関、ボラティリティ、価格に影響を及ぼす政府の介入、および相対取引インストゥルメントに関してはマザーファンド、ファンドのカウンターパーティーの受渡しのフェイルを含みまたこれらに限定されません。上記のリスクは全て受益者を重大な損失にさらす可能性があります。

オプションまたはワラントの取得は、それらオプションまたはワラントに支払われたプレミアム全体を失うリスクにさらされ、相対的に短期間のうちにマザーファンド、ファンドにとって重大な損失となることがあります。カバーされていないオプションの発行は、相対的に短期間のうちに無制限の損失となることがあります。先物取引など（ならびにオプション契約など）、および特定の店頭派生商品インストゥルメントは、マザーファンド、ファンドが行なう特定の種類の取引活動においては重要な役割を果たすことがあり、また特定の環境下では特定のリスクを減らす（ただし取り除くことはできない）ことに用いられることがある一方、その他の特定の環境下では通常の投資に比べて大きなリスクを伴うことがあります。

＜流動性の低下の可能性と取引停止のリスク＞

金融商品取引所における1日の価格変動制限の運営などから、マザーファンド、ファンドが、常に、金融商品取引所において希望の価格で売買の注文を執行できる保証はありません。また建玉の反対売買を行なうことができる保証もありません。金融商品取引所での取引が停止または制限された場合には、マザーファンド、ファンドは、委託会社が望ましいと信じる条件で取引できないこともあり、またポジションを反対売買できないこともあります。

＜取引相手の信用リスク＞

委託会社がマザーファンド、ファンドのために取引を行なう組織された市場のいくつかは、外国為替取引契約などの相対市場です。相対市場では、取引決済機関が最終的な取引相手となるのとは対照的に、マザーファンド、ファンドの資産は取引相手の信用リスクにさらされています。信用リスクにさらされている価額は、理論的には当該取引相手との取引契約のエクスポージャーの合計額となることから、マザーファンド、ファンドはその資産の全部を失う可能性があります。

＜ブローカーの信用リスク＞

証拠金やプレミアムなどの現金またはその他のマザーファンド、ファンドの資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。マザーファンド、ファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーのうちたった一社の債務不履行が、マザーファンド、ファンドにとって取り返しのつかない損失となることがあります。

＜公社債の価格変動リスク＞

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利低下時には価格は上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

＜信用リスク＞

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

＜為替変動リスク＞

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

上記のリスク要因のリストは、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図したものではありません。ファンドへの投資を検討する方は、ファンドへの投資を決断する前に、本書を読み、かつ各専門家などにご相談ください。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

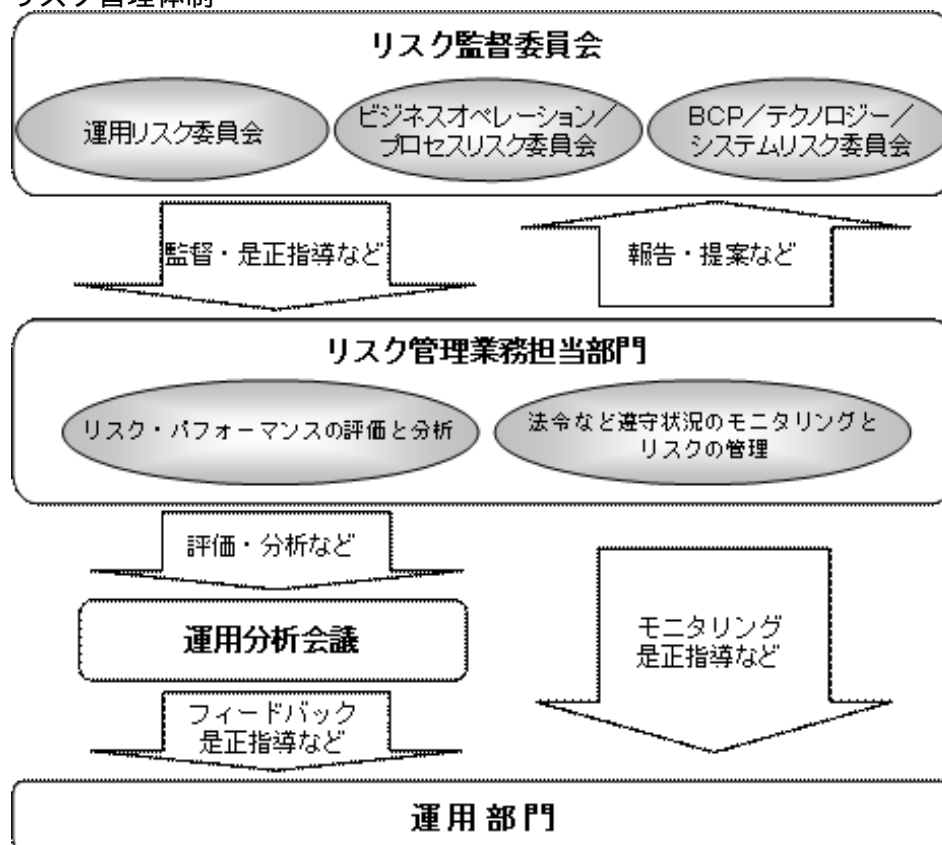
・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■ 全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■ 法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはリスク監督委員会、あるいはその部門別委員会へ報告され運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

1口当たり105円（税抜100円）（内枠）を上限とします。ただし、5万口以上の申込みの場合、取得申込総口数に応じて1口当たり下記の手数料を返戻します（以下「返戻金」といいます。）。

取得申込総口数	1口当たりの返戻金
5万口未満の場合	なし
5万口以上10万口未満の場合	26円25銭（税抜25円）
10万口以上の場合	52円50銭（税抜50円）

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、次のイ）およびロ）の合計額とします。

イ）基準報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.10%の率を乗じて得た額とします。

ロ）成功報酬

毎計算期末または償還日の基準価額、もしくは受益者毎の解約請求受付日の基準価額が下記「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」を上回るとき、その上回る額に20%を乗じ、さらに該当する受益権口数を乗じて得た額とします。

a)「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」とは、

各計算期間の「採用計算基準価額」に「1ヵ月円LIBOR指数」を乗じて得た額（円未満四捨五入）とします。

b)「採用計算基準価額」とは、

）計算期間の前計算期間に収益分配を行なったとき

当初設定から前計算期間の全計算期間の末日における基準価額のうち最も高い基準価額をいいます。

）計算期間の前計算期間に収益分配を行なわなかったとき

前計算期間末の基準価額と、前計算期間より前の収益分配を行なった直近の計算期間末に適用される「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」（第1計算期間における採用計算基準価額は、9,895円とします。）のいずれか大きい値とします。

c)「1ヵ月円LIBOR指数」とは、

・計算期間における「金利適用期間」毎の $(1 + Li \times D / 360)$ を全て乗じたものとします。

・ i は金利適用期間の期数とし、 i が奇数のときは、 Li は金利適用期間初日の前営業日の前日（当該日がロンドンにおける銀行休業日のときはその前ロンドン銀行営業日とします。）の日本円1ヵ月LIBORとし、ロンドン時間当日11時にブルンバーク画面BBAM1に表示される1ヵ月円LIBOR金利をいいます。 i が偶数のときは、 Li は金利適用期間の直前の金利適用期間に適用される1ヵ月円LIBORをいいます。

・ D は金利適用期間の実日数とします。

d)「金利適用期間」とは、

第1金利適用期間：各計算期間の初日から翌月7日（7日が休業日の場合は翌営業日）まで

第2金利適用期間：第1金利適用期間の最終日の翌日から翌月22日（22日が休業日の場合は翌営業日）まで

第3金利適用期間以下は前記に準じ、第12金利適用期間までとします。

ただし、第1計算期間の金利適用期間は第1計算期間末日まで、最終計算期間の金利適用期間は償還日までとします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は以下の通りとします。

イ）基準報酬

基準報酬の配分は、以下の通りとします。

基準報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.10%	0.40%	0.65%	0.05%

販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。

□) 成功報酬

成功報酬は全額を委託会社が収受します。

支払時期

イ) 基準報酬

毎計算期末ならびに解約または信託終了時において、信託財産から支払います。

□) 成功報酬

解約時においては受益者毎の解約金から、毎計算期末または信託終了時においては信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.00735%（税抜0.007%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人受益者の場合

1) 解約金、償還金の取扱い

解約価額、償還価額の元本超過額が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

2) 収益分配金の取扱い

収益分配金が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

法人受益者の場合

1) 解約金、償還金の取扱い

・解約価額、償還価額の元本超過額が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収となります。

・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 収益分配金の取扱い

・収益分配金が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収となります。

・源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

3) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成21年7月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,762,998	100.03
日本	1,762,998	100.03
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	479	0.03
純資産総額	1,762,518	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

< 親投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	グローバル・ボンド&カレンシー・ロン グ・ショート・マザーファンド	1,608,574,842	1.0839 1.0960	1,743,528,078 1,762,998,026	100.03

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時（2005年6月30日）	10,000	10,000	7,610	7,610
第1計算期間末（2005年7月22日）	9,899	9,899	7,533	7,533
第2計算期間末（2006年1月23日）	9,689	9,689	7,373	7,373
第3計算期間末（2006年7月24日）	9,487	9,487	5,511	5,511
第4計算期間末（2007年1月22日）	9,811	9,811	4,621	4,621
第5計算期間末（2007年7月23日）	10,011	10,073	2,212	2,226
第6計算期間末（2008年1月22日）	9,339	9,339	1,970	1,970
第7計算期間末（2008年7月22日）	9,634	9,634	1,984	1,984
第8計算期間末（2009年1月22日）	9,484	9,484	1,858	1,858
第9計算期間末（2009年7月22日）	9,485	9,485	1,764	1,764

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2008年7月末日	9,549	1,967
2008年8月末日	9,447	1,946
2008年9月末日	9,372	1,930
2008年10月末日	9,315	1,825
2008年11月末日	9,389	1,840
2008年12月末日	9,576	1,876
2009年1月末日	9,434	1,849
2009年2月末日	9,444	1,850
2009年3月末日	9,442	1,756
2009年4月末日	9,480	1,763
2009年5月末日	9,460	1,759
2009年6月末日	9,442	1,756
2009年7月末日	9,476	1,762

【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1計算期間（2005年6月30日～2005年7月22日）	0
第2計算期間（2005年7月23日～2006年1月23日）	0
第3計算期間（2006年1月24日～2006年7月24日）	0
第4計算期間（2006年7月25日～2007年1月22日）	0
第5計算期間（2007年1月23日～2007年7月23日）	62
第6計算期間（2007年7月24日～2008年1月22日）	0
第7計算期間（2008年1月23日～2008年7月22日）	0
第8計算期間（2008年7月23日～2009年1月22日）	0
第9計算期間（2009年1月23日～2009年7月22日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間（2005年6月30日～2005年7月22日）	1.01
第2計算期間（2005年7月23日～2006年1月23日）	2.12
第3計算期間（2006年1月24日～2006年7月24日）	2.08
第4計算期間（2006年7月25日～2007年1月22日）	3.42
第5計算期間（2007年1月23日～2007年7月23日）	2.67
第6計算期間（2007年7月24日～2008年1月22日）	6.71
第7計算期間（2008年1月23日～2008年7月22日）	3.16
第8計算期間（2008年7月23日～2009年1月22日）	1.56
第9計算期間（2009年1月23日～2009年7月22日）	0.01

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド
以下の運用状況は平成21年7月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券先物取引等の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
- ・為替予約取引の金額は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
国債証券	19,196,124	98.89
日本	19,196,124	98.89
有価証券先物取引等(買建)	(6,439,817)	(33.17)
アメリカ	(3,238,986)	(16.69)
イギリス	(3,200,831)	(16.49)
有価証券先物取引等(売建)	(6,690,146)	(34.46)
ドイツ	(3,055,963)	(15.74)
日本	(1,933,680)	(9.96)
オーストラリア	(1,700,503)	(8.76)
為替予約取引(買建)	(3,710,322)	(19.11)
為替予約取引(売建)	(3,521,593)	(18.14)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	216,138	1.11
純資産総額	19,412,263	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 国債証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第24回	- 2009-08-17	1,800,000,000	99.99 99.99	1,799,816,400 1,799,816,400	9.27
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第27回	- 2009-08-24	1,800,000,000	99.99 99.99	1,799,765,457 1,799,765,457	9.27
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第34回	- 2009-09-18	1,800,000,000	99.98 99.98	1,799,578,029 1,799,578,029	9.27
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第22回	- 2009-08-10	1,700,000,000	99.99 99.99	1,699,904,649 1,699,904,649	8.76
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第28回	- 2009-08-31	1,700,000,000	99.98 99.98	1,699,728,360 1,699,728,360	8.76
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第21回	- 2009-08-03	1,500,000,000	100.00 100.00	1,499,974,645 1,499,974,645	7.73
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第29回	- 2009-09-07	1,500,000,000	99.98 99.98	1,499,722,506 1,499,722,506	7.73
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第43回	- 2009-11-02	1,500,000,000	99.96 99.96	1,499,424,000 1,499,424,000	7.72
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第38回	- 2009-10-13	1,400,000,000	99.97 99.97	1,399,568,704 1,399,568,704	7.21
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第42回	- 2009-10-26	1,400,000,000	99.96 99.96	1,399,448,552 1,399,448,552	7.21
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第32回	- 2009-09-14	1,300,000,000	99.98 99.98	1,299,714,532 1,299,714,532	6.70
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第36回	- 2009-10-05	1,300,000,000	99.97 99.97	1,299,649,250 1,299,649,250	6.69
日本円 日本	国債証券 -	国庫短期証券 第40回	- 2009-10-19	500,000,000	99.97 99.97	499,829,330 499,829,330	2.57

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
国債証券	98.89
合計	98.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券先物取引等 >

国・地域	銘柄名	種類	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率 (%)
アメリカ	US T-NOTE 10YR FUTURES 2009-09	買建	292	3,258,328,539	3,238,986,823	16.69

イギリス	UK GILT 10YR FUTURES 2009-09	買建	175	3,256,878,799	3,200,831,043	16.49
合計			-	6,515,207,338	6,439,817,866	33.17
ドイツ	DEUTSCHLAND 10YR (BUND) FUTURES 2009-09	売建	188	3,048,944,135	3,055,963,086	15.74
日本	長期国債標準物 2009-09	売建	1,400,000,000	1,939,477,950	1,933,680,000	9.96
オーストラリア	AUSTRALIA 10YR FUTURES 2009-09	売建	209	1,719,429,117	1,700,503,293	8.76
合計			-	6,707,851,202	6,690,146,379	34.46

< 為替予約取引 >

名称	種類	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
オーストラリアドル	買建	3,575,546,810	3,710,322,530	19.11
合計		3,575,546,810	3,710,322,530	19.11
スイスフラン	売建	1,286,273,864	1,281,789,540	6.60
アメリカドル	売建	838,135,740	856,171,470	4.41
ユーロ	売建	593,853,460	602,229,190	3.10
イギリスポンド	売建	316,961,490	326,044,400	1.68
スウェーデンクローナ	売建	307,285,200	323,854,500	1.67
カナダドル	売建	125,880,040	131,504,880	0.68
合計		3,468,389,794	3,521,593,980	18.14

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年6月30日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

- ・ 信託期間中の各月7日および22日（当該日が休業日の場合は翌営業日となります。以下同じ。）を解約請求受付日とします。
- ・ 解約請求期間は、信託期間中の各月15日（当該日が休業日のときは前営業日となります。以下同じ。）および各月最終営業日（平成17年6月30日を除きます。以下同じ。）を最終日とする直前の3営業日間とします。
 - a) 信託期間中の各月15日を最終日とする直前3営業日間に解約申込がある場合、同月22日を解約請求受付日とします。
 - b) 信託期間中の各月最終営業日を最終日とする直前3営業日間に解約申込がある場合、翌月7日を解約請求受付日とします。
- ・ 取扱時間は、解約請求期間中の各営業日の午後5時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までとします。

(2) 解約制限

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約価額

解約請求受付日の基準価額から当該解約に係る1口当たりの成功報酬を控除した価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(4) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が元本を超過した額に対し20%）を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(5) 解約単位

1,000口以上1,000口単位

(6) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(7) 受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

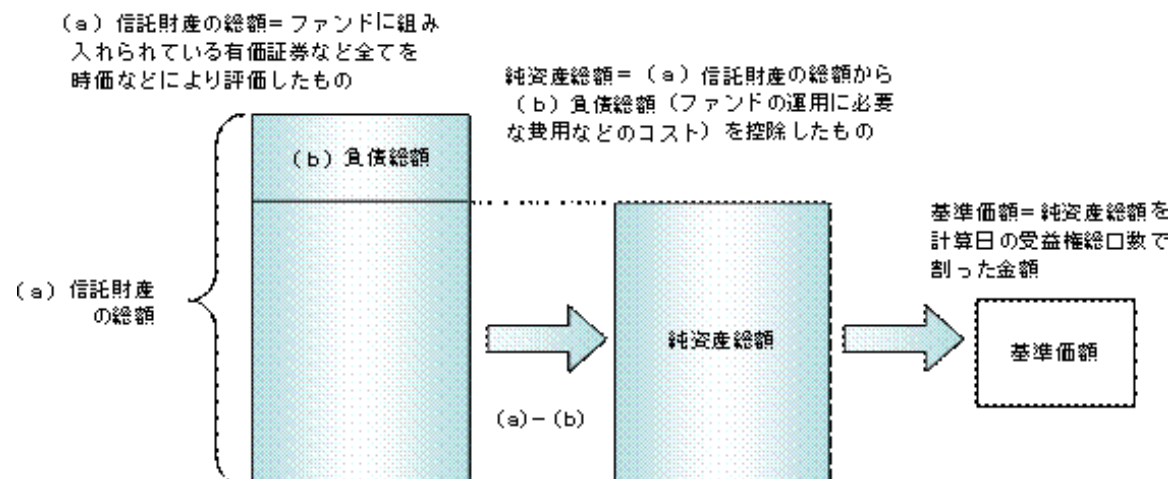
(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除き

ます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・ 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
 - 価格情報会社の提供する価額
- 残存期間 1 年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

^{*} 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

為替予約取引

原則として、基準価額計算日のわが国における対顧客先物相場の仲値で評価します。

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前 9 時～正午）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成22年 6 月22日までとします（平成17年 6 月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年 1 月23日から 7 月22日までおよび 7 月23日から翌年 1 月22日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間

が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
 - 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

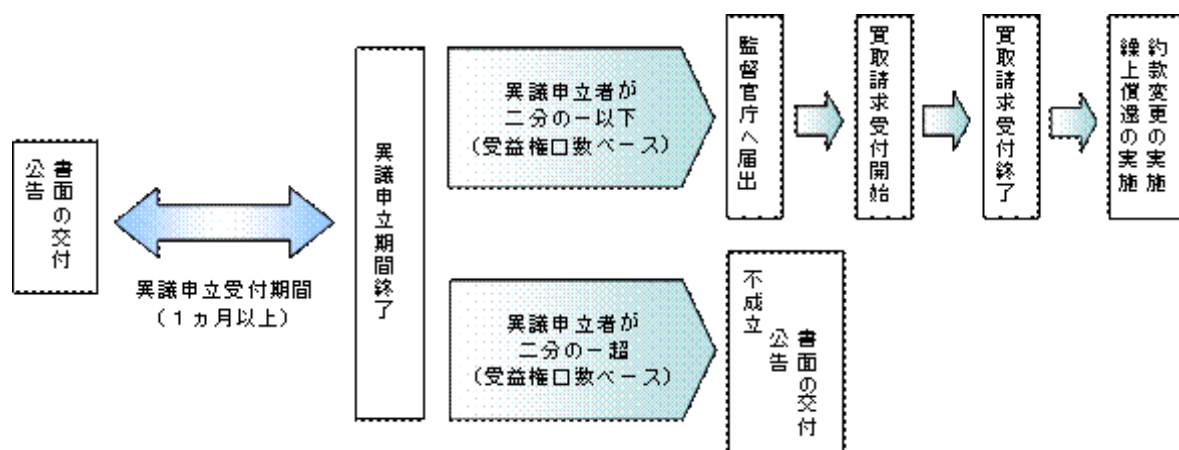
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >

**公告**

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成20年7月23日から平成21年1月22日まで）及び第9期計算期間（平成21年1月23日から平成21年7月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 平成21年1月22日現在	第9期 平成21年7月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,514,546	8,855,085
親投資信託受益証券	1,859,734,727	1,764,922,029
流動資産合計	1,869,249,273	1,773,777,114
資産合計	1,869,249,273	1,773,777,114
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	465,307	435,809
未払委託者報酬	9,771,322	9,151,917
その他未払費用	70,086	65,144
流動負債合計	10,306,715	9,652,870
負債合計	10,306,715	9,652,870
純資産の部		
元本等		
元本	1,960,000,000	1,860,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	101,057,442	95,875,756
元本等合計	1,858,942,558	1,764,124,244
純資産合計	1,858,942,558	1,764,124,244
負債純資産合計	1,869,249,273	1,773,777,114

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月22日	第9期 自 平成21年1月23日 至 平成21年7月22日
営業収益		
受取利息	6,306	254
有価証券売買等損益	21,762,767	9,585,223
営業収益合計	21,756,461	9,585,477
営業費用		
受託者報酬	477,165	443,578
委託者報酬	10,020,347	9,315,069
その他費用	70,086	65,144
営業費用合計	10,567,598	9,823,791
営業損失（ ）	32,324,059	238,314
経常損失（ ）	32,324,059	238,314
当期純損失（ ）	32,324,059	238,314
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	75,463,383	101,057,442
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,730,000	5,420,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,730,000	5,420,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	101,057,442	95,875,756

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第8期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月22日	第9期 自 平成21年1月23日 至 平成21年7月22日
項 目		
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

第8期 平成21年1月22日現在	第9期 平成21年7月22日現在
1. 設定年月日 平成17年6月30日 設定元本額 7,610,000,000 円 期首元本額 2,060,000,000 円 元本残存率 25.7 %	1. 設定年月日 平成17年6月30日 設定元本額 7,610,000,000 円 期首元本額 1,960,000,000 円 元本残存率 24.4 %
2. 計算期間末日における 受益権の総数 196,000 口	2. 計算期間末日における 受益権の総数 186,000 口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は101,057,442円であります。	3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は95,875,756円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月22日	第9期 自 平成21年1月23日 至 平成21年7月22日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 当ファンドの配当等収益額 6,306 円	A 当ファンドの配当等収益額 254 円
B 親ファンドの配当等収益額 5,899,749 円	B 親ファンドの配当等収益額 2,463,769 円
親ファンド（グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド）	親ファンド（グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド）
C 配当等収益額合計（A + B） 5,906,055 円	C 配当等収益額合計（A + B） 2,464,023 円
D 経費 10,567,598 円	D 経費 9,823,791 円
E 差引配当等収益額（C - D） 4,661,543 円	E 差引配当等収益額（C - D） 7,359,768 円
F 当ファンドの当期末残存受益権口数 196,000 口	F 当ファンドの当期末残存受益権口数 186,000 口
G 当ファンドの期中平均残存受益権口数 200,285 口	G 当ファンドの期中平均残存受益権口数 188,857 口
H 分配対象配当等収益額（E × F / G） 0 円	H 分配対象配当等収益額（E × F / G） 0 円
I 元本超過額 0 円	I 元本超過額 0 円
J 当ファンドの分配可能額 0 円	J 当ファンドの分配可能額 0 円
K 分配可能額（1口当たり） 0 円	K 分配可能額（1口当たり） 0 円
L 分配金額（1口当たり） 0 円	L 分配金額（1口当たり） 0 円
M 収益分配金額 0 円	M 収益分配金額 0 円

（有価証券に関する注記）

第8期（自 平成20年7月23日 至 平成21年1月22日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,859,734,727	18,928,166
合計	1,859,734,727	18,928,166

第9期（自 平成21年1月23日 至 平成21年7月22日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,764,922,029	9,816,743
合計	1,764,922,029	9,816,743

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第8期 平成21年1月22日現在	第9期 平成21年7月22日現在
1口当たり純資産額 9,484 円	1口当たり純資産額 9,485 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（親投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド	1,609,302,480	1,764,922,029	
合計		1,609,302,480	1,764,922,029	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成21年1月22日現在	平成21年7月22日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,602,161,646	298,640,350
国債証券		21,090,306,953	19,295,883,130
派生商品評価勘定		138,641,928	183,212,920
未収入金		170,266,616	145,495,210
前払金		7,840,000	59,330,000
差入委託証拠金		767,300,977	1,120,533,013
流動資産合計		24,776,518,120	21,103,094,623
資産合計		24,776,518,120	21,103,094,623
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		80,337,252	117,811,485
前受金		-	7,200,000
未払金		1,657,634,587	1,450,004,405
流動負債合計		1,737,971,839	1,575,015,890
負債合計		1,737,971,839	1,575,015,890
純資産の部			
元本等			
元本		21,124,751,416	17,806,032,646
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,913,794,865	1,722,046,087
元本等合計		23,038,546,281	19,528,078,733
純資産合計		23,038,546,281	19,528,078,733
負債純資産合計		24,776,518,120	21,103,094,623

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間 自 平成20年7月23日 至 平成21年1月22日	自 平成21年1月23日 至 平成21年7月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	(1) デリバティブ取引 同左 (2) 為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

平成21年1月22日現在			平成21年7月22日現在		
1.	期首	平成20年7月23日	1.	期首	平成21年1月23日
	期首元本額	22,028,610,356 円		期首元本額	21,124,751,416 円
	期首からの追加設定元本額	0 円		期首からの追加設定元本額	0 円
	期首からの解約元本額	903,858,940 円		期首からの解約元本額	3,318,718,770 円
	平成21年1月22日現在の元本の内訳			平成21年7月22日現在の元本の内訳	
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2004-09	957,061,686 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2004-09	778,783,069 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2004-10	261,037,260 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2004-10	259,614,897 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2004-11	174,014,002 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2004-11	173,066,371 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2004-12	2,349,242,293 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2004-12	605,743,644 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-01	260,996,614 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-01	259,574,251 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-02	1,479,124,010 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-02	1,384,527,974 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-03	1,305,011,608 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-03	1,297,900,710 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-04	1,696,583,883 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-04	1,687,338,984 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-05	2,262,055,466 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-05	2,249,728,934 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-06	1,705,239,985 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-06	1,609,302,480 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-07	3,044,846,134 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-07	3,028,255,267 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-08	1,975,405,634 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-08	1,097,911,797 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-09	261,035,671 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-09	259,613,308 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-10	522,002,265 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-10	519,158,455 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-11	2,610,051,142 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-11	2,335,891,107 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-12	43,507,041 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2005-12	43,270,132 円
	日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2006-01	217,536,722 円		日興グローバル・ボンド& カレンシー・ロング・ ショート 2006-01	216,351,266 円
	（合計）	21,124,751,416 円		（合計）	17,806,032,646 円
2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	21,124,751,416 口	2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	17,806,032,646 口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成20年7月23日 至 平成21年1月22日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	21,090,306,953	15,684,853
合計	21,090,306,953	15,684,853

対象期間（自 平成21年1月23日 至 平成21年7月22日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	19,295,883,130	4,776,130
合計	19,295,883,130	4,776,130

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

	自 平成20年7月23日 至 平成21年1月22日	自 平成21年1月23日 至 平成21年7月22日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引等は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、および為替予約取引であります。	同左
取引の利用目的及び取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理業務担当部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(単位：円)

区分	種 類	平成21年1月22日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	6,321,655,235	-	6,318,445,590	3,209,645
	買建	7,415,806,873	-	7,426,399,954	10,593,081
合計		13,737,462,108	-	13,744,845,544	13,802,726

(単位：円)

区分	種 類	平成21年7月22日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	10,044,442,624	-	10,045,284,304	841,680
	買建	10,415,827,873	-	10,458,115,630	42,287,757
合計		20,460,270,497	-	20,503,399,934	41,446,077

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（通貨関連）

（単位：円）

区分	種 類	平成21年1月22日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	8,754,440,880	-	8,405,684,670	348,756,210
	アメリカドル	2,082,019,383	-	2,023,965,060	58,054,323
	カナダドル	472,380,336	-	448,421,200	23,959,136
	オーストラリアドル	1,104,870,118	-	1,056,763,060	48,107,058
	イギリスポンド	849,622,021	-	776,080,470	73,541,551
	スイスフラン	1,637,681,470	-	1,641,772,400	4,090,930
	スウェーデンクローナ	654,500,296	-	639,964,800	14,535,496
	ユーロ	1,953,367,256	-	1,818,717,680	134,649,576
	買建	7,661,399,273	-	7,363,542,540	297,856,733
	アメリカドル	1,445,587,916	-	1,443,764,340	1,823,576
	カナダドル	253,031,896	-	242,875,840	10,156,056
	オーストラリアドル	1,461,138,165	-	1,392,177,660	68,960,505
	イギリスポンド	169,682,665	-	154,791,700	14,890,965
	スイスフラン	1,522,250,282	-	1,442,038,160	80,212,122
	スウェーデンクローナ	709,489,865	-	639,964,800	69,525,065
	ユーロ	2,100,218,484	-	2,047,930,040	52,288,444
合計		16,415,840,153	-	15,769,227,210	50,899,477

（単位：円）

区分	種 類	平成21年7月22日現在			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	8,483,881,793	-	8,453,064,220	30,817,573
	アメリカドル	1,680,210,171	-	1,640,183,850	40,026,321
	カナダドル	1,490,881,660	-	1,485,404,030	5,477,630
	オーストラリアドル	759,050,283	-	761,896,630	2,846,347
	イギリスポンド	992,949,023	-	990,127,750	2,821,273
	スイスフラン	1,128,292,142	-	1,130,030,660	1,738,518
	スウェーデンクローナ	744,473,036	-	748,023,120	3,550,084
	ユーロ	1,688,025,478	-	1,697,398,180	9,372,702
	買建	7,855,809,903	-	7,917,358,500	61,548,597
	アメリカドル	417,177,396	-	403,610,550	13,566,846
	カナダドル	1,324,711,308	-	1,359,523,990	34,812,682
	オーストラリアドル	4,290,727,629	-	4,337,443,440	46,715,811
	イギリスポンド	686,432,035	-	673,166,260	13,265,775
	スイスフラン	500,485,951	-	498,627,840	1,858,111
	スウェーデンクローナ	430,226,268	-	440,737,920	10,511,652
	ユーロ	206,049,316	-	204,248,500	1,800,816
合計		16,339,691,696	-	16,370,422,720	92,366,170

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

平成21年1月22日現在		平成21年7月22日現在	
1 口当たり純資産額	1.0906 円	1 口当たり純資産額	1.0967 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,906 円)	(1 万口当たり純資産額)	(10,967 円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位 : 円)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	0074 0020	国庫短期証券 第 2 0 回	1,600,000,000	1,599,953,538	
	0074 0021	国庫短期証券 第 2 1 回	1,500,000,000	1,499,898,712	
	0074 0022	国庫短期証券 第 2 2 回	1,700,000,000	1,699,818,870	
	0074 0024	国庫短期証券 第 2 4 回	1,800,000,000	1,799,719,200	
	0074 0027	国庫短期証券 第 2 7 回	1,800,000,000	1,799,677,518	
	0074 0028	国庫短期証券 第 2 8 回	1,700,000,000	1,699,649,511	
	0074 0029	国庫短期証券 第 2 9 回	1,500,000,000	1,499,656,788	
	0074 0032	国庫短期証券 第 3 2 回	1,300,000,000	1,299,657,454	
	0074 0034	国庫短期証券 第 3 4 回	1,800,000,000	1,799,500,530	
	0074 0036	国庫短期証券 第 3 6 回	1,300,000,000	1,299,601,424	
	0074 0038	国庫短期証券 第 3 8 回	1,400,000,000	1,399,516,252	
	0074 0040	国庫短期証券 第 4 0 回	500,000,000	499,810,133	
	0074 0042	国庫短期証券 第 4 2 回	1,400,000,000	1,399,423,200	
国債証券 計			19,300,000,000	19,295,883,130	
合計			19,300,000,000	19,295,883,130	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年7月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,762,998,258	円
負債総額	479,937	円
純資産総額（ - ）	1,762,518,321	円
発行済数量	186,000	口
1単位当たり純資産額（ / ）	9,476	円

（参考）グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	21,138,711,095	円
負債総額	1,726,447,910	円
純資産総額（ - ）	19,412,263,185	円
発行済数量	17,711,493,539	口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0960	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間（2005年6月30日～2005年7月22日）	761,000	0
第2計算期間（2005年7月23日～2006年1月23日）	0	0
第3計算期間（2006年1月24日～2006年7月24日）	0	180,000
第4計算期間（2006年7月25日～2007年1月22日）	0	110,000
第5計算期間（2007年1月23日～2007年7月23日）	0	250,000
第6計算期間（2007年7月24日～2008年1月22日）	0	10,000
第7計算期間（2008年1月23日～2008年7月22日）	0	5,000
第8計算期間（2008年7月23日～2009年1月22日）	0	10,000
第9計算期間（2009年1月23日～2009年7月22日）	0	10,000

（注）第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年10月1日現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	220,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成21年10月1日現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成21年9月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	364	65,573
株式投資信託	286	52,629
単位型	41	986
追加型	245	51,642
公社債投資信託	78	12,944
単位型	61	964
追加型	17	11,980
投資法人合計	1	40

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第49期 (平成20年 3 月31日)		第50期 (平成21年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		35,432		27,759
有価証券		337		—
前払費用		407		393
未収入金		7		3,869
未収委託者報酬		10,138		5,506
未収収益	3	712	3	582
立替金		190		222
繰延税金資産		1,901		862
その他	2	30	2	30
流動資産合計		49,158		39,226
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	843	1	313
器具備品	1	548	1	346
有形固定資産合計		1,391		660
無形固定資産				
ソフトウェア		109		73
電話加入権等		21		21
無形固定資産合計		131		94
投資その他の資産				
投資有価証券		4,274		1,243
関係会社株式		8,154		7,719
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,062		1,037
繰延税金資産		661		1,218
その他		2		0
子会社投資損失引当金		576		576
投資その他の資産合計		13,639		10,702
固定資産合計		15,162		11,458
資産合計		64,321		50,684

(単位：百万円)

	第49期 (平成20年 3月31日)	第50期 (平成21年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	150	181
未払金	5,073	2,811
未払収益分配金	7	7
未払償還金	353	187
未払手数料	4,378	2,391
その他未払金	333	225
未払費用	3 6,697	3 3,701
未払法人税等	5,651	—
未払消費税等	424	—
賞与引当金	2,855	1,821
役員賞与引当金	320	191
その他	212	16
流動負債合計	21,384	8,723
固定負債		
退職給付引当金	624	612
その他	102	102
固定負債合計	727	714
負債合計	22,112	9,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金	4,157	4,272
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,660	20,593
利益剰余金合計	21,660	20,593
株主資本合計	42,109	41,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	99	26
評価・換算差額等合計	99	26
純資産合計	42,208	41,246
負債純資産合計	64,321	50,684

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	87,292	56,567
その他営業収益	3,894	2,962
営業収益計	91,186	59,529
営業費用		
支払手数料	36,598	27,877
広告宣伝費	4,770	1,298
公告費	42	17
受益証券発行費	13	—
調査費	17,679	12,861
調査費	868	854
委託調査費	16,792	11,990
図書費	19	15
委託計算費	554	491
営業雑経費	1,002	714
通信費	237	190
印刷費	430	340
協会費	44	49
諸会費	9	7
その他	280	126
営業費用計	60,661	43,260
一般管理費		
給料	8,005	7,124
役員報酬	220	228
役員賞与引当金繰入額	320	191
給料・手当	4,578	4,879
賞与	31	4
賞与引当金繰入額	2,855	1,821
交際費	100	79
寄付金	19	33
旅費交通費	446	264
租税公課	341	255
不動産賃借料	1,164	921
退職給付費用	327	336
退職金	231	14
固定資産減価償却費	446	801
諸経費	3,806	2,992
一般管理費計	14,890	12,824
営業利益	15,634	3,444

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	63	710
有価証券売却益	—	160
有価証券償還益	—	73
時効成立分配金・償還金	689	106
その他	71	122
営業外収益計	826	1,176
営業外費用		
支払利息	16	15
有価証券売却損	—	51
有価証券償還損	—	200
時効成立後支払分配金・償還金	90	129
弁護士報酬等	31	37
その他	12	2
営業外費用計	150	438
経常利益	16,310	4,182
特別利益		
投資有価証券売却益	560	38
特別利益計	560	38
特別損失		
投資有価証券売却損	390	226
投資有価証券評価損	—	569
関係会社株式評価損	2,618	454
固定資産処分損	46	0
移転費用	110	—
割増退職金	—	433
その他	7	—
特別損失計	3,172	1,685
税引前当期純利益	13,697	2,535
法人税、住民税及び事業税	7,266	273
法人税等調整額	1,581	568
法人税等合計	5,685	842
当期純利益	8,012	1,693

（３）【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,223	16,287
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,092	4,157
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,157	4,272
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,097	4,161
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	1,067
当期末残高	21,660	20,593
利益剰余金合計		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	1,067
当期末残高	21,660	20,593

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	40,937	42,109
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,172	836
当期末残高	42,109	41,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	582	126
当期末残高	99	26
評価・換算差額等合計		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	582	126
当期末残高	99	26
純資産合計		
前期末残高	41,619	42,208
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	6,969	2,760
当期純利益	8,012	1,693
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	582	126
当期変動額合計	589	962
当期末残高	42,208	41,246

重要な会計方針

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4 年 器具備品 4 年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5 年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4 年 器具備品 4 年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
4 リース取引の処理方法	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左 —
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3 月30日 法律第 6 号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3 月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年 4 月 1 日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。	—

表示方法の変更

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第49期 (平成20年 3 月31日)	第50期 (平成21年 3 月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166百万円 器具備品 210百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77百万円 (流動負債) 未払費用 693百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナiershipに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 704百万円 器具備品 424百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 28百万円 (流動負債) 未払費用 272百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナiershipに支払うオフィス賃借料等の債務64百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
—	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次の通りであります。 受取配当金 703百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会 社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	-	520,000	6,000,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,450,000	-	310,000	3,140,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,550,000	-	80,000	1,470,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	-	4,250,000	110,000	4,140,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	-	30,000	-	30,000	-
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 4 平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

第50期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出 会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	-	670,000	5,330,000	-
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	-	300,000	2,840,000	-
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	-	150,000	1,320,000	-
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	-	530,000	3,610,000	-
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計			26,780,000	-	1,650,000	25,130,000	-

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来していません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの現時点で未定であります。

（リース取引関係）

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引 —
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1 年内 906百万円	1 年内 906百万円
1 年超 1,849百万円	1 年超 942百万円
合計 2,755百万円	合計 1,849百万円

（有価証券関係）

第49期(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	255
	小 計	1,545	1,289	255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投 資 証 券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	905	787	117
合 計	905	787	117

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	12	5
	そ の 他	273	299	25
	小 計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	836	759	76
	小 計	836	759	76
合 計		1,117	1,072	45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
3,196	199	278

3 時価評価されていない有価証券
その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合 計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	-	504	442
合 計	-	-	504	442

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	500	499	1
合 計	500	499	1

（注）当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

（持分法損益等）

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円） (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019

（退職給付関係）

第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第50期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 （単位：百万円） イ 退職給付債務 1,502 ロ 年金資産 688 ハ 未積立退職給付債務 813 ニ 未認識数理計算上の差異 188 ホ 退職給付引当金残高 624	2 退職給付債務に関する事項 （単位：百万円） イ 退職給付債務 1,429 ロ 年金資産 676 ハ 未積立退職給付債務 753 ニ 未認識数理計算上の差異 141 ホ 退職給付引当金残高 612
3 退職給付費用に関する事項 （単位：百万円） イ 勤務費用 96 ロ 利息費用 29 ハ 期待運用収益 5 ニ 数理計算上の差異の費用処理額 32 ホ 確定拠出型企業年金への掛金 174 ヘ 退職給付費用合計 327	3 退職給付費用に関する事項 （単位：百万円） イ 勤務費用 107 ロ 利息費用 30 ハ 期待運用収益 5 ニ 数理計算上の差異の費用処理額 34 ホ 確定拠出型企業年金への掛金 169 ヘ 退職給付費用合計 336

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
イ 退職給付見込額の期間配分方法 勤続期間比例	イ 退職給付見込額の期間配分方法 勤続期間比例
ロ 割引率 2.0%	ロ 割引率 2.0%
ハ 期待運用収益率 0.7%	ハ 期待運用収益率 0.7%
ニ 数理計算上の差異の処理年数 10年	ニ 数理計算上の差異の処理年数 10年
	5 割増退職金に関する事項
	(単位: 百万円)
	イ 流動負債 16
	ロ 割増退職金 433

(ストックオプション等関係)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注） 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

- 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注） 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

（税効果会計関係）

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)																																								
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">1,161</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">551</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">188</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">1,901</td></tr> </table> 繰延税金資産(固定) <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">254</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td style="text-align: right;">234</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">240</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">729</td></tr> </table> 繰延税金資産合計 2,630 繰延税金負債(固定) <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">68</td></tr> </table> 繰延税金負債合計 68 繰延税金資産の純額 2,562	賞与引当金繰入超過額	1,161	未払事業税	551	その他	188		1,901	退職給付引当金超過額	254	子会社投資損失引当金	234	その他	240		729	その他有価証券評価差額金	68	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">895</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">182</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">1,078</td></tr> </table> 繰延税金資産(固定) <table> <tr> <td>投資有価証券等評価損</td><td style="text-align: right;">171</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">185</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">249</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td style="text-align: right;">234</td></tr> <tr> <td>固定資産減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">215</td></tr> <tr> <td>その他</td><td style="text-align: right;">162</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">1,218</td></tr> </table> 繰延税金資産合計 2,297 繰延税金負債(流動) <table> <tr> <td>事業税中間納付還付予定額</td><td style="text-align: right;">216</td></tr> </table> 繰延税金負債合計 216 繰延税金資産の純額 2,080	賞与引当金繰入超過額	895	その他	182		1,078	投資有価証券等評価損	171	関係会社株式評価損	185	退職給付引当金超過額	249	子会社投資損失引当金	234	固定資産減価償却超過額	215	その他	162		1,218	事業税中間納付還付予定額	216
賞与引当金繰入超過額	1,161																																								
未払事業税	551																																								
その他	188																																								
	1,901																																								
退職給付引当金超過額	254																																								
子会社投資損失引当金	234																																								
その他	240																																								
	729																																								
その他有価証券評価差額金	68																																								
賞与引当金繰入超過額	895																																								
その他	182																																								
	1,078																																								
投資有価証券等評価損	171																																								
関係会社株式評価損	185																																								
退職給付引当金超過額	249																																								
子会社投資損失引当金	234																																								
固定資産減価償却超過額	215																																								
その他	162																																								
	1,218																																								
事業税中間納付還付予定額	216																																								
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">3.6%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除の影響額等</td><td style="text-align: right;">11.0%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">33.2%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%	外国税額控除の影響額等	11.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2%																														
法定実効税率	40.6%																																								
(調整)																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%																																								
外国税額控除の影響額等	11.0%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2%																																								

（関連当事者情報）

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

(1) 関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コー ディアル証 券株式会社	東京都 千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受 益証券の募 集販売	信託約款に定 める受益者に 対する収益分 配金及び償還 金の支払委託 に係る代行手 数料の支払 (注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

(注) 平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払(注1)	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上分配を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情

報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円

営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

（１株当たり情報）

第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
1株当たり純資産額	229円33銭	1株当たり純資産額	222円93銭
1株当たり当期純利益	43円54銭	1株当たり当期純利益	9円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

１ 1株当たり純資産額

項目	第49期 (平成20年 3 月31日)	第50期 (平成21年 3 月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	-	41,246
普通株式に係る純資産額（百万円）	-	41,246
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	-	-
普通株式の発行済株式数（千株）	-	185,013
普通株式の自己株式数（千株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	-	185,013

（注）当事業年度より、1株当たり純資産額の算定上の基礎を記載しております。

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益（百万円）	8,012	1,693
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,012	1,693
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	184,023	184,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション(1) 4,140,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。

（重要な後発事象）

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
発行価額	1株につき金239円
資本組入額	1株につき金119円50銭
払込期日	平成20年6月23日

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているグローバルコレクション（隔月分配型）（121百万円 当事業年度末現在）が平成21年5月14日に繰上償還されることを、平成21年5月11日に金融庁に届出ております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年10月1日現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の98.54%を保有しております。（平成21年10月1日現在）

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成21年4月21日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年3月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06の平成20年7月23日から平成21年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06の平成21年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年9月2日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06の平成21年1月23日から平成21年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興グローバル・ボンド&カレンシー・ロング・ショート 2005-06の平成21年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。